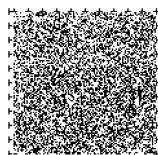


I 計画策定の経過

- 令和2(2020)年 6月24日 栃木県障害者施策推進審議会を開催
- 令和2(2020)年 8月1日から8月31日
栃木県障害のある方の生活実態調査実施
- 令和2(2020)年10月12日 栃木県障害者施策推進審議会を開催
- 令和2(2020)年12月11日 栃木県障害者施策推進審議会を開催
- 令和2(2020)年12月25日から令和3(2021)年1月25日
県民意見募集(パブリック・コメント)を実施
- 令和3(2021)年 3月17日 栃木県障害者施策推進審議会を開催

II 栃木県障害者施策推進審議会委員名簿

畦上 恭彦 【会長】	国際医療福祉大学教授
星野 雄一 【副会長】	(地独) 栃木県立リハビリテーションセンター理事長
緒方 秀徳	宇都宮市保健福祉部長
加藤 有騎	(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構栃木障害者職業センター所長
粥見 美夏	公募
白井 新	(一財) 栃木県身体障害者福祉会連合会副会長
高澤 茂夫	(特非) 栃木県障害施設・事業協会副会長
田崎 英子	栃木県精神保健福祉会理事
玉木 朝子	栃木県難病団体連絡協議会顧問
土沢 薫	宇都宮共和大学准教授
新村 一男	(特非) 栃木県障害者スポーツ協会理事兼事務局長
前沢 孝通	(一財) 栃木県精神衛生協会理事
舩谷 卓志	栃木県特別支援学校教育振興会理事長
三浦 恵理	栃木県自閉症協会理事
三品 朋子	栃木県心身障害児者親の会連合会理事



Ⅲ 栃木県障害のある方の生活実態調査結果概要（令和2（2020）年度障害福祉課実施）

調査の概要

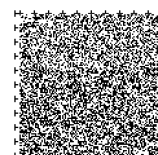
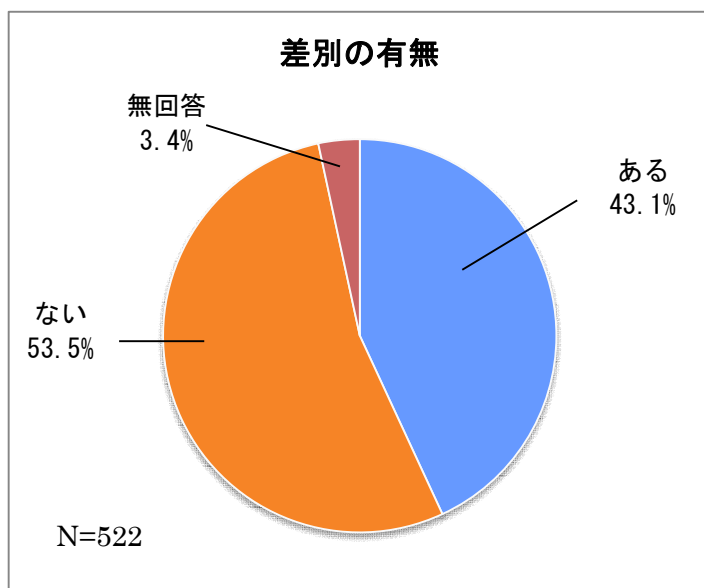
- ・調査目的；障害のある方の生活の実情や施策に対する意向等を把握し、次期障害者プランの策定や今後の障害保健福祉の推進に役立てることを目的として実施しました。
- ・調査内容；①あなたについて ②障害者差別について ③悩みについて ④相談先等について ⑤保育・療育・教育について ⑥就労について ⑦障害者スポーツについて ⑧災害対策について ⑨行政への要望 21項目
- ・調査対象者；身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び特定医療費（指定難病）受給者証所持者の中から無作為抽出
- ・配付数；1,100件
- ・調査方法；郵便にて配付・回収
- ・調査期間；令和2（2020）年8月3日から8月31日
- ・回答数；522件（回答率48%）

主な調査結果

1 差別の有無について

問 あなたは障害があることで、差別を受けたり嫌な思いをしたこと又はすることがありますか。

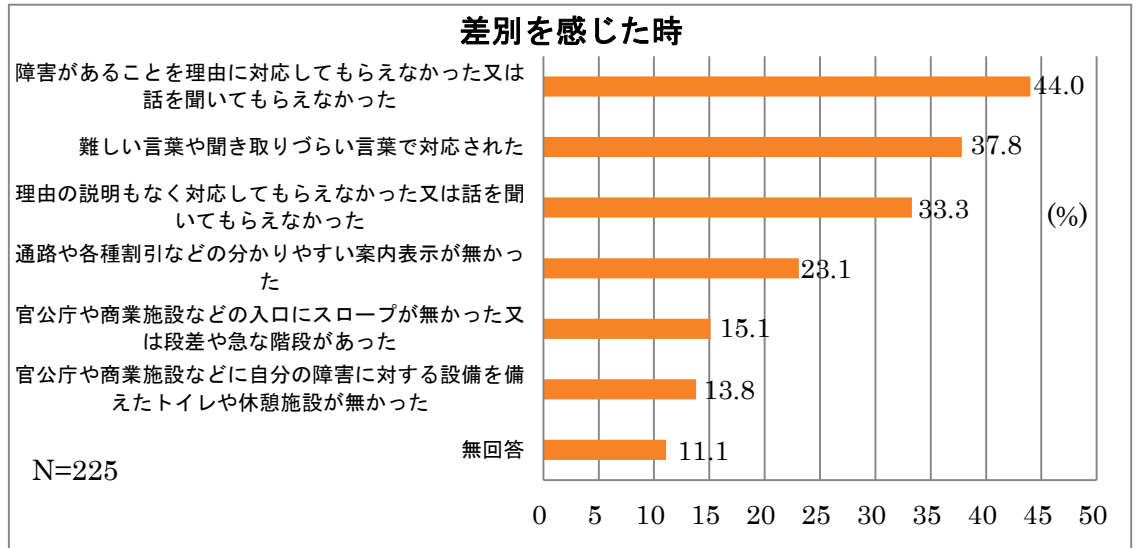
差別の有無については「ない」が53.5%、「ある」が43.1%となっています。



2 差別を感じた時

問 差別はどのような時に感じましたか。(3つまで選択)

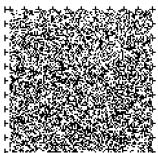
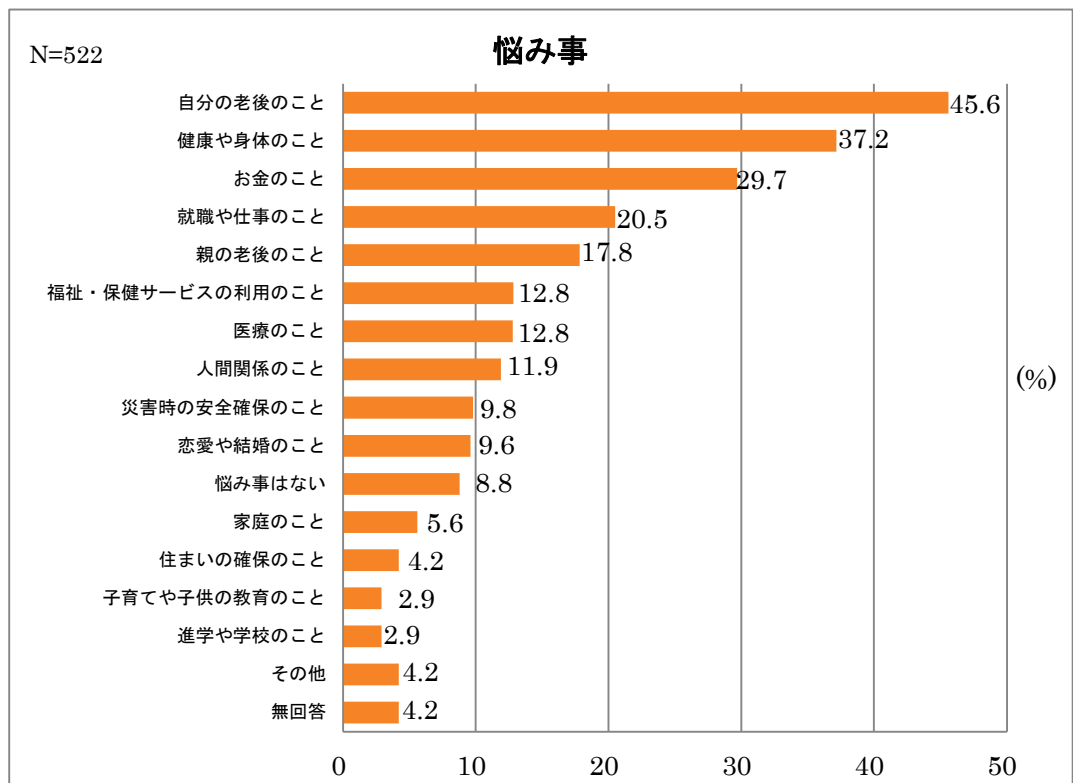
1で差別があると回答した方が、どのような時に差別を感じたかでは、「障害があることを理由に対応してもらえなかった又は話を聞いてもらえなかった」が44.0%で最も高くなっています。次いで「難しい言葉や聞き取りづらい言葉で対応された」の37.8%、「理由の説明もなく対応してもらえなかった又は話を聞いてもらえなかった」の33.3%、「通路や各種割引などの分かりやすい案内表示が無かった」の23.1%、「官公庁や商業施設などの入口にスロープが無かった又は段差や急な階段があった」の15.1%、「官公庁や商業施設などに自分の障害に対する設備を備えたトイレや休憩施設が無かった」の13.8%となっています。



3 悩み事について

問 現在、悩み事はありますか。(3つまで選択)

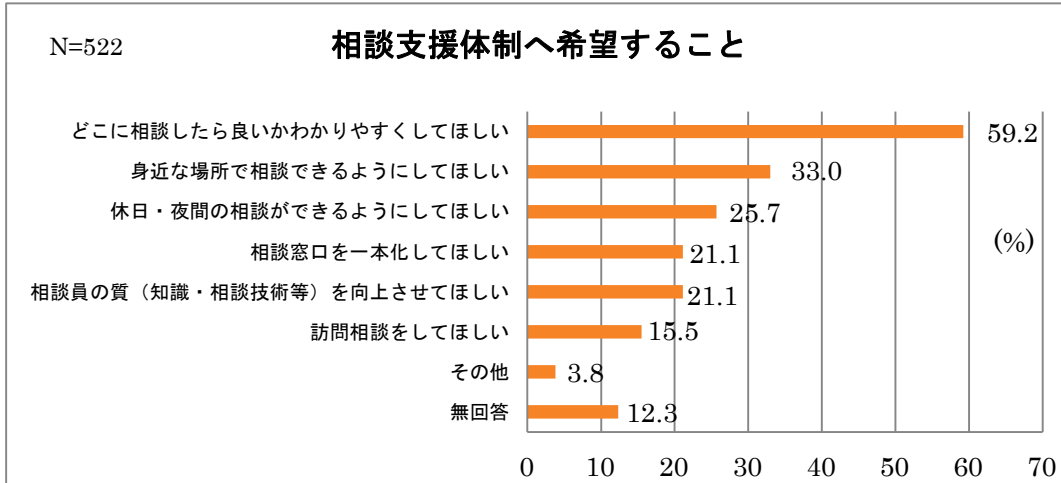
現在の悩み事としては「自分の老後のこと」が45.6%で第1位となっています。第2位は「健康や身体のこと」の37.2%、第3位は「お金のこと」の29.7%、第4位は「就労や仕事のこと」の20.5%、第5位は「親の老後のこと」の17.8%等と続いています。



4 相談支援体制へ希望すること

問 今後、福祉や生活に関する相談支援体制として、どのようなことを希望しますか。
(3 つまで選択)

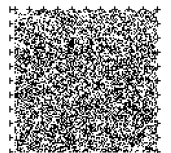
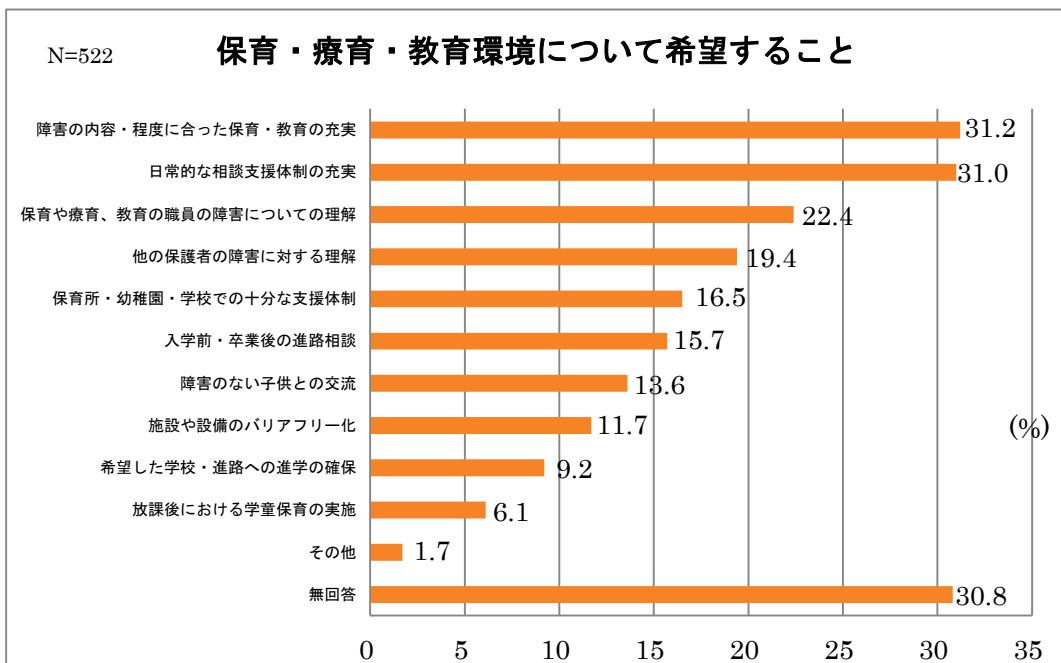
今後、相談支援体制として希望することの第1位は「どこに相談したら良いかわかりやすくしてほしい」で59.2%となっています。第2位は「身近な場所で相談できるようにしてほしい」の33.0%、第3位は「休日・夜間の相談ができるようにしてほしい」の25.7%、第3位は「相談窓口を一本化してほしい」と「相談員の質を向上させてほしい」の21.1%と続いています。



5 保育・療育・教育環境について希望すること

問 障害のある子どもの保育・療育・教育環境について、今後希望することは何ですか。
(3 つまで選択)

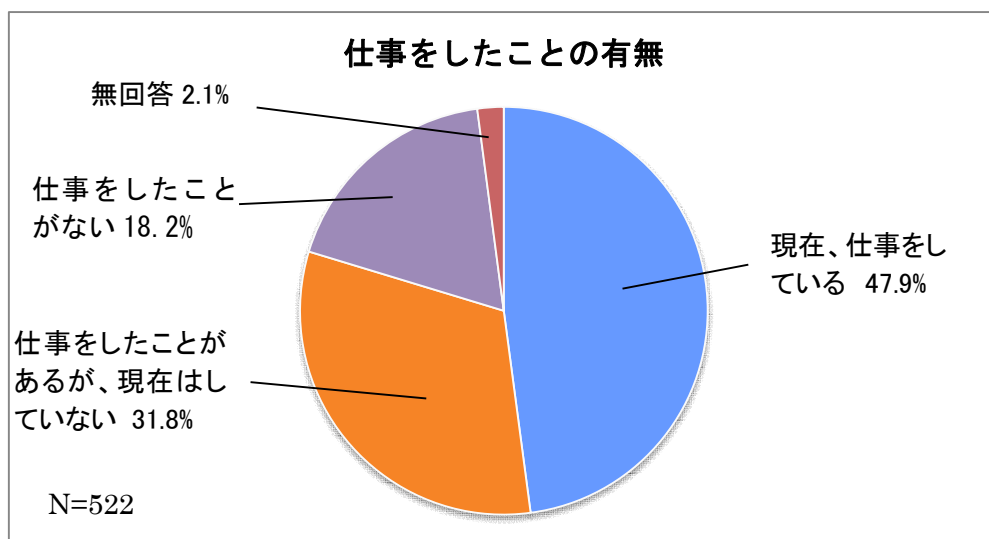
保育・療育・教育環境について希望することの第1位は「障害の内容・程度に合った保育・教育の充実」の31.2%、第2位は「日常的な相談支援体制の充実」の31.0%、第3位は「保育や療育、教育の職員の障害についての理解」の22.4%、第4位は「他の保護者の障害に対する理解」の19.4%、第5位は「保育園・幼稚園・学校での十分な支援体制」の16.5%等と続いています。



6 就労について

問 これまでに仕事をしたことがありますか。

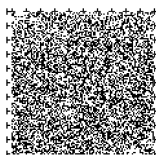
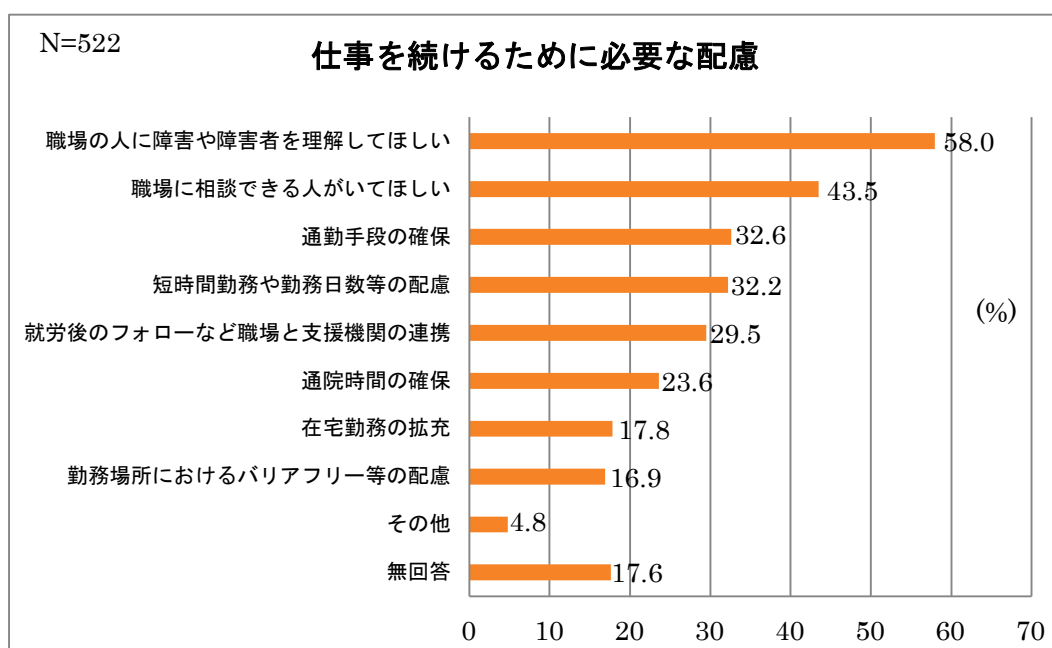
これまでに仕事をしたことがあるかについては、「現在、仕事をしている」が 47.9%で最も高くなっています。次いで「仕事をしたことがあるが、現在はしていない」が 31.8%、「仕事をしたことがない」の 18.2%となっています。



7 仕事を続けるために必要な配慮

問 仕事をする又は仕事を続けるためには、どのような配慮が必要だと思いますか。
(あてはまるものをすべて選択)

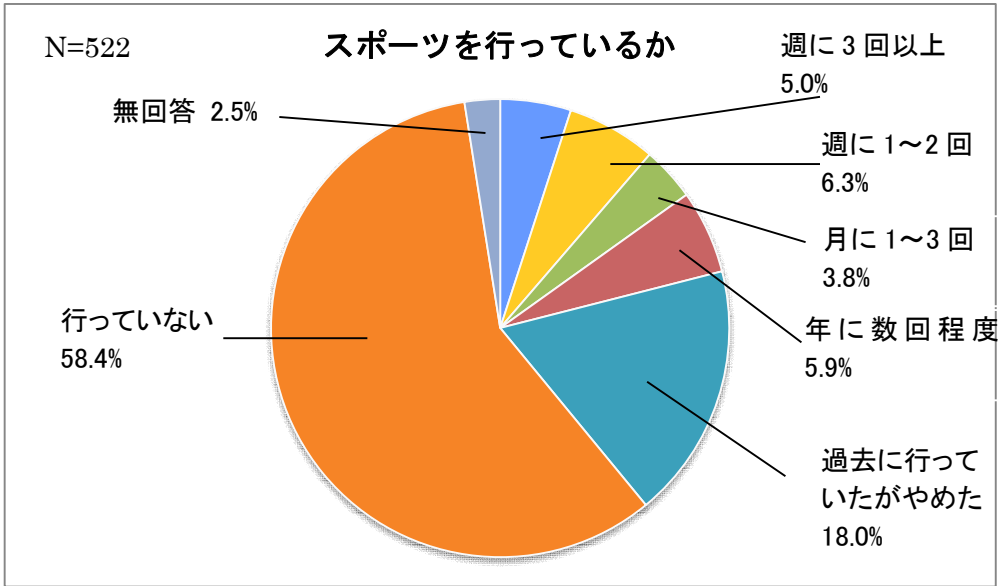
仕事を続けるために必要な配慮についての第1位は「職場の人たちに障害のことを理解してほしい」で 58.0%となっています。第2位は「職場に相談できる人がいてほしい」の 43.5%、第3位は「通勤手段の確保」の 32.6%、第4位は「短時間勤務や勤務日数等の配慮」の 32.2%、第5位は「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」の 29.5%等と続いています。



8 障害者スポーツについて

問 あなたはスポーツを行っていますか。

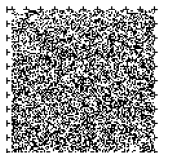
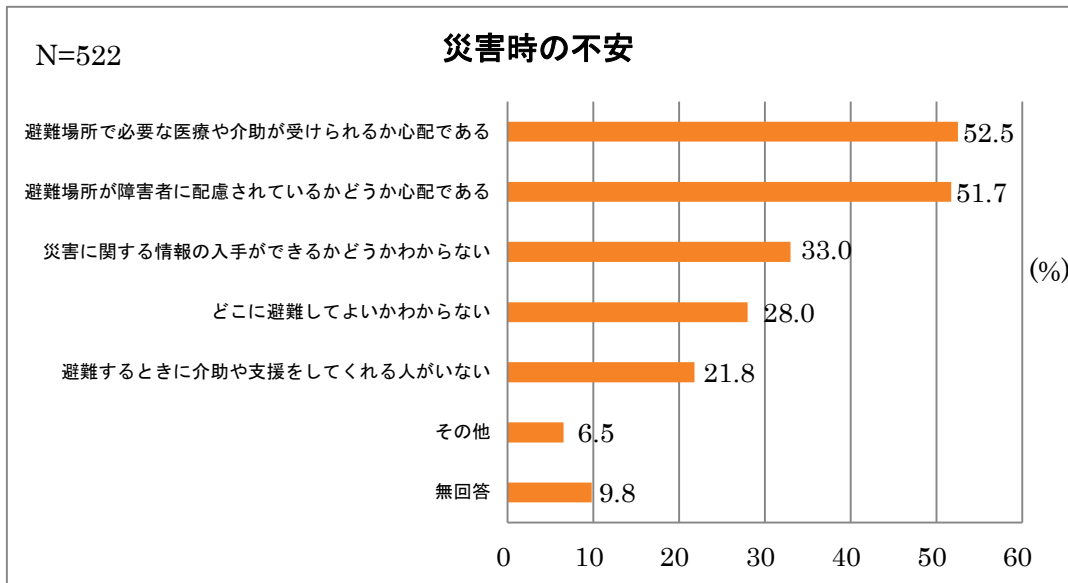
スポーツを行っているかについて「行っていない」が 58.4%と過半数を占めており、次いで「過去に行っていたがやめた」の 18.0%、「週に 1~2 回以上」の 6.3%、「年に数回程度」の 5.9%となっています。



9 災害時の不安について

問 地震や台風などの災害時に、どのようなことに心配や不安がありますか。
(3 つまで選択)

災害時における心配や不安の第 1 位は「避難場所で必要な医療が受けられるか心配である」で 52.5%となっています。第 2 位は「避難場所が障害者に配慮されているかどうか心配である」の 51.7%、第 3 位は「災害に関する情報の入手ができるかどうかわからない」の 33.0%、第 4 位は「どこに避難してよいかわからない」の 28.0%、第 5 位は「避難するときに介助や支援をしてくれる人がいない」の 21.8%と続いています。

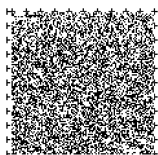


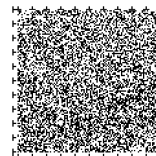
10 行政への要望について

問 行政や相談機関等への御意見・要望がありましたら自由に御記入ください(自由意見)

自由意見として、主に以下の意見をいただきました。

- ・ 経済的支援がほしい
- ・ 相談窓口を一本化してほしい
- ・ 手帳や医療費など各種申請を簡素化してほしい
- ・ グループホームや入所施設に入りたい時に入れるようにしてほしい
- ・ 地域によっては差別が残っているので、差別解消を推進してほしい
- ・ 通勤や通学でも福祉サービスを利用できるようにしてほしい





あ行

● 育成医療

身体に障害がある児童の健全な育成を図るため、障害児に対し行われる生活能力を得るために必要な医療です。

● 一般就労

一般企業との雇用契約に基づく就労をいい、労働基準法及び最低賃金法が適用されません。（「福祉的就労」参照）

● 医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

● インフォーマルサービス

家族・親戚・近隣や地域社会、ボランティア等が行う非公式な援助のことです。一方、障害保健福祉制度や介護保険制度などの法律・制度に基づいて行われる公的なサービスは、フォーマルサービスといいます。

か行

● 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障害者、知的障害者、精神障害者等に関わる相談支援を総合的にを行います。市町又はその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができます。

● グループホーム

障害者に対して、主として夜間に、共同生活を営む住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行います。

● ケアマネジメント

障害者の地域における生活を支援するため、支援を希望する障害者の意向を踏まえて、福祉、保健、医療のほか、教育、就労など幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけ調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの提供を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法です。

● 健康福祉センター

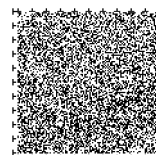
保健・医療・福祉サービスを一体的に提供するため、保健所と福祉事務所を統合した県の出先機関です。県内には5つの広域センター（県西、県東、県南、県北、安足）と4つの地域センター（今市、栃木、矢板、烏山）があります。

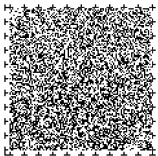
● 高次脳機能障害

外傷性の脳損傷や脳血管疾患等の後遺症として、記憶障害、注意障害、遂行機能障害及び社会的行動障害（依存や退行、欲求や感情のコントロール、固執性、意欲・発動性、抑うつ）などの認知障害を呈する障害です。身体障害等を伴わない場合も多く、外見上はその障害が分かりにくいことから、周囲の理解が得られにくく、日常生活や社会生活上の困難を有します。

● 更生医療

身体障害者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、身体障害者に対し行われる日常生活活動の回復又は向上のための必要な医療です。





●合理的配慮

障害がある人にとっての社会的障壁（日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物や慣行など）を取り除くために、障害がある人からの求めに応じた必要かつ適当な変更及び調整を行うことであって、その実施に伴う負担が過重でないものをいいます。

●こども発達支援センター

栃木県立リハビリテーションセンター内にある児童福祉法に基づく障害児通所支援施設です。こども発達支援センターでは、在宅の肢体不自由や発達障害等のある就学前のお子さんを対象に、親子通園による総合的な療育・リハビリテーションを行い、発達を支援しています。また、心身障害児の早期発見・早期療育システムの中核的機能を担い、検査、診断、助言、指導等を行っています。

●子ども若者・ひきこもり総合相談センター（ポラリス☆とちぎ）

ひきこもり、ニート、不登校など社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者等の相談を受け付け、関係機関と連携して課題の解決を図る県の相談窓口です。

〒320-0055 栃木県宇都宮市下戸祭 2-3-3 電話 028-643-3422 FAX 028-643-3452

さ行

●児童相談所

児童福祉法に基づき、都道府県及び指定都市が設置する児童福祉サービスの中核となる相談・判定機関です。児童福祉司、児童心理司、医師等が配置され、児童に対する様々な問題に対応します。

●児童発達支援

未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

●重度心身障害者医療費助成制度

重度心身障害者（1級又は2級の身体障害者手帳所持者、知能指数35以下の知的障害者、3級又は4級の身体障害者手帳所持者で知能指数50以下の知的障害者）の医療費を助成する制度です。

●障害者技能競技大会（アビリンピック）

障害者が日頃培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々に障害者に対する理解と認識を深めてもらい、その雇用の促進を図ることを目的として開催しています。

●障害者権利擁護センター

障害者に対する虐待の防止等のために県が設置するものです。使用者による障害者虐待に関する通報等の受理や市町が行う措置の実施に関する市町間の連絡調整、権利擁護や虐待防止に関する啓発などを行います。

●障害者工賃向上計画

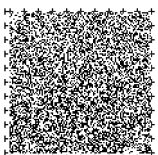
一般就労が困難な障害者の工賃の水準を向上させるため、関係機関や事業者団体の協力の下、より工賃向上に資する取組を、目標設定により計画的に進めるための計画です。

●障害者社会参加推進センター

障害者の社会参加に必要な情報の収集・提供など様々な社会参加促進施策を実施しています。

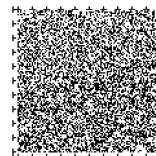
〒320-8508 宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ

栃木県身体障害者団体連絡協議会内 電話 028-678-4401 FAX028-678-4401



●障害者就業・生活支援センター

障害者の就業面と生活面における一体的な支援を行う機関で、雇用・福祉、教育等の関係機関と連携しながら、就業及び日常生活に関する助言等を行います。



●障害者職業訓練コーディネーター

障害者に対する効果的な職業訓練を実施するために、個々の障害者の障害の状況や、地域における障害者の雇用ニーズ等を把握するとともに、関係機関との連携を図り、最も効果的な職業訓練カリキュラムをコーディネートする人です。

●障害者スポーツ指導員

障害者スポーツ指導員養成講習修了者で、地域での障害者スポーツの普及のための指導を行う人です。

●障害者総合相談所

身体障害、知的障害、発達障害及び高次脳機能障害に関する相談、判定、支援等を専門的かつ総合的に行う県の機関です。

〒320-8503 宇都宮市駒生町 3337-1 電話 028-623-7010 FAX 028-623-7255

●障害者相談支援協働コーディネーター

障害保健福祉圏域単位で連携・協力した相談支援体制を構築するため、地域の相談支援体制の充実、地域自立支援協議会の活性化等を図ることを目的に配置しています。

●障害福祉サービス

障害者総合支援法等に基づき、障害者が施設に入所したり、地域で生活するための支援を行う各種サービスであり、個々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者の状況、本人の意思等）をふまえ、個別に支給決定が行われます。

●小児慢性特定疾病医療費

小児慢性特定疾病にかかっている児童等の健全育成の観点から、小児慢性児の家庭の負担軽減を図ることを目的として医療費の一部を助成します。

●自立支援協議会

障害者の地域における自立生活を支援していくため、関係機関、団体、障害者やその家族、障害福祉サービス事業所や医療、教育、雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制について協議を行う場で、自治体が単独又は共同で設置します。

●身体障害者手帳

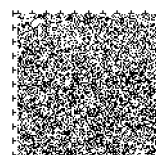
身体障害者福祉法に基づいて交付され、同法に規定する更生援護を受けることができる者であることを確認するための手帳です。手帳の等級には、障害の程度により1級から6級があります。

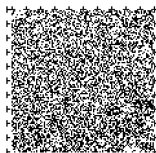
●精神科救急情報センター

精神科救急に関する相談を受け付け、精神科専門職員が適切なアドバイスを提供する電話相談窓口です。

●精神障害者保健福祉手帳

精神保健福祉法に基づき一定の精神状態にあることを認定して交付することで、交付を受けた者に対する各種支援の拡充を期待し、併せて精神障害者の社会復帰と自立、社会参加の促進を図ることを目的とする手帳です。手帳の等級には、障害の程度により1級から3級があります。





●精神通院医療

精神障害者の適正な医療の普及を図るため、精神障害及び当該精神障害の治療に関連して生じた病態や当該精神障害の症状に起因して生じた病態に対して入院しないで行われる医療

●精神保健福祉センター

精神保健及び精神障害者の福祉について、知識の普及や調査研究を行うとともに、複雑困難な相談及び指導を行う県の機関です。

〒329-1104 宇都宮市下岡本町 2145-13 電話 028-673-8785 FAX 028-673-6530

●成年後見制度

知的障害者や精神障害者、認知症高齢者等の判断能力が不十分な人を支援し、その人の権利を守るため、代理権等が付与された成年後見人等が、財産管理や身上監護（医療契約、住居に関する契約、介護契約等）を行う制度です。家庭裁判所が成年後見人等を選任する「法定後見」と、判断能力が不十分な状況になったときに備えて、あらかじめ本人が任意後見人を選ぶ「任意後見」があります。

●セルフ

セルフ（SELP）とは、働く意欲がありながら、障害などの理由により一般の企業に就職することが難しい人々のために、働く機会や訓練の場を提供している福祉施設のことです。自助自立を意味する英語「SELF-HELP」からの造語であり、ハンデに負けず社会自立を果たそうとする人たちの決意がこの言葉には込められています。

●全国障害者スポーツ大会

障害者がスポーツ大会に参加し、スポーツを楽しむことをはじめ、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加を推進することを目的とした大会で、毎年、国民体育大会のあと、同じ開催地で行われ、都道府県や指定都市から選考された選手が参加します。令和4（2022）年には、栃木県において、全国障害者スポーツ大会（いちご一会とちぎ大会）が開催されます。

●相談支援専門員

ケアマネジメント（「ケアマネジメント」参照）の手法を用いて、障害者等の幅広い相談に応じ、本人や家族が希望する生活の実現のための助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、適切な福祉サービスの提供が行われるための根拠となるサービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成を行う人です。また、個別支援から地域課題を抽出し、地域自立支援協議会（「自立支援協議会」参照）等を活用して社会資源の開発・改良を提言、実践する役割も担っています。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員（一定の実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件）を置く必要があります。

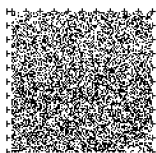
た行

●第三者評価

社会福祉法人等の提供する福祉サービスの質を、事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価し、福祉サービスの質の向上を図る制度です。評価結果は原則として公表され、利用者の適切なサービス選択に資するための情報となります。

●地域生活支援拠点等

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としています。



●地域生活定着支援センター

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者について、退所後直ちに福祉サービス等につなげるために設置されている支援機関です。

栃木県地域生活定着支援センター

〒320-8508 宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ 2 階

電話 028-666-4603 FAX 028-666-4604

●特定医療費

治療が極めて困難で、医療費も高額となる指定難病の患者の負担軽減を図るとともに、患者の病状や治療状況を把握し、治療研究を推進することを目的として医療費の一部を助成します。

●特別支援学校

学校教育法に基づき、比較的重い障害のある幼児、児童、生徒を対象に、一人一人の障害に配慮した専門性の高い教育を行う学校です。

●とちぎアートサポートセンターTAM（タム）

那珂川町にある「もうひとつの美術館」内に、「とちぎアートサポートセンターTAM」（障害者芸術文化活動支援センター）を設置し、障害者の創作活動・表現行為に関する相談支援やネットワークづくり、研修や現場体験プログラム等を通じた人材育成に取り組んでいます。

とちぎアートサポートセンターTAM

〒324-0618 那須郡那珂川町小口 1181-2 もうひとつの美術館内

電話・FAX 0287-92-8088

●栃木県障害者差別解消推進条例

障害者差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに県及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、障害者差別の解消に関する施策を総合的に推進し、もって共生社会の実現を図るため、栃木県障害者差別解消推進条例を平成 28(2016)年 4 月に施行しています。

●とちぎ子ども医療センター

本県における小児の高度な専門医療機能を備えた子どものための病院です。自治医科大学附属病院と獨協医科大学病院に設置されています。

●とちぎ視聴覚障害者情報センター

点字図書館と聴覚情報提供施設の機能を併せ持つ機関です。

〒320-8508 宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ内

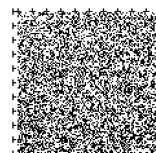
電話 028-621-6208 FAX 028-621-5298

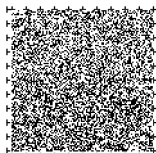
●とちぎジョブモール

若年者をはじめ、中高年齢者や障害のある方など、様々な求職者の方に対し、栃木労働局と連携して、就職活動に向けての様々な相談や個々の能力や特性を踏まえたキャリアコンサルティング、職業相談から職場定着までをワンストップで支援する、栃木県が運営する総合的就労支援機関です。

〒321-0964 宇都宮市駅前通り 1-3-1 KDX 宇都宮ビル 1 階

電話 028-623-3226 FAX 028-623-3236





●とちぎセルフセンター

福祉施設で働く障害者の自立と社会参加を推進するために、セルフ商品（福祉施設が提供する製品やサービス。「セルフ」参照）の共同受発注、販路拡大、調査研究等に取り組んでいる事業団体です。

〒320-8508 宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ 3 階
電話 028-622-0433 FAX028-622-5788

●とちぎナイスハートバザール

福祉施設の取組や提供される商品について、県民の理解促進を図り障害者の工賃向上に寄与することを目的として、商品の展示即売や施設の取組事例等を紹介するイベントです。

●とちぎ歯の健康センター

心身障害者の診療のほか、地域の健康教室等での歯科相談、幼稚園・保育園等での歯科相談や歯科保健指導、歯科診療バスを利用したへき地の巡回診療や福祉施設などの巡回歯科相談・指導などを行っています。

〒320-0047 宇都宮市一の沢 2-2-5 電話 028-648-6480 FAX 028-648-6483

●とちぎユニバーサル農業

食と農の多彩な効用を促進し、誰もが農業に取り組める環境づくりや県民の元気づくりを図ることにより、より多くの県民が「農」に親しむことを通じて農業・農村の理解促進と社会的価値の向上を図ろうとするものです。

●栃木県立リハビリテーションセンター

障害のある方の自立と社会参加の促進を目的とした機関で、病院、福祉施設、相談・判定機関などで構成される複合施設です。

〒320-8503 宇都宮市駒生町 3337-1 電話 028-623-6101（代表） FAX 028-623-6151

な行

●難病相談支援センター

難病患者及びその家族に対して、療養上又は日常生活上の悩みや不安などを解消するために、電話や面接による相談に応じています。また、患者会などの交流促進や日常生活用具の展示を行っています。

●日常生活自立支援事業

知的障害や精神障害、認知症などで判断能力を十分に発揮できない人の福祉サービスの利用に関する援助や日常的な金銭管理サービス等を行うことにより、地域における自立した生活を支援する事業です。本県では、「とちぎ権利擁護センター あすてらす」が実施しています。

〒320-8508 宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ 3 階
（福）栃木県社会福祉協議会内 「とちぎ権利擁護センター あすてらす」
電話 028-621-1234 FAX 028-621-5298

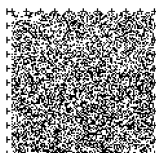
●日常生活用具

障害者の日常生活がより円滑に行われるための用具です。市町が必要と認める日常生活用具を給付・貸与します。

は行

●発達障害

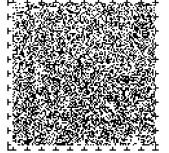
中枢神経系の異常によって高次の精神機能に生じる障害です。発達障害者支援法では、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものと規定されており、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が対象とされています。自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などが含まれます。



●発達障害者支援センター

発達障害児・者への支援を総合的に行うことを目的とした専門的機関です。本県では、障害者総合相談所に発達障害者支援センター「ふぉーゆう」が設置されています。

〒320-8503 宇都宮市駒生町 3337-1 電話 028-623-6111 FAX 028-623-7255



●バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いですが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられます。

●ピアサポート

ピアとは、「同じ立場にある仲間」を意味します。ピアサポートとは、同じ立場にある・同じ課題に直面している仲間として支えあうことです。

●避難行動要支援者

障害者や要介護高齢者など災害発生時等に自ら避難することが困難であって、特に支援を必要とする方については、従来「災害時要援護者」等と呼ばれていましたが、東日本大震災の教訓等を踏まえ、平成 25（2013）年 6 月に一部改正された災害対策基本法において、「避難行動要支援者」の名称に統一されました。また、市町に「避難行動要支援者名簿」の作成が義務付けられたことにより、当該名簿の活用により実行性のある避難支援を行うことが求められています。

●福祉人材・研修センター

福祉人材センターは、社会福祉法の規定に基づき、社会福祉従事者の確保を目的として都道府県に 1 か所設置されており、栃木県においては、研修部門を併せ持つ「福祉・人材研修センター」として（福）栃木県社会福祉協議会に設置されています。

●福祉的就労

一般就労への移行に向けた支援を行う福祉施設等での就労をいい、福祉的支援（障害福祉サービス等）のある環境で仕事を行うことにより、就労意欲や自信を育みます。

●福祉避難所

既存の建物を活用し、介護の必要な高齢者や障害者など一般の避難所では生活に支障を来す人に対して、ケアが行われるほか、要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所のことです。

●ペアレント・プログラム

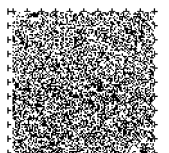
発達障害やその疑いのある子どもの保護者等、子育てに困難を感じる保護者が子どもの行動の客観的な捉え方を学び、楽しく子育てに臨む自信を身につけることを目的として開発されたグループ・プログラムです。

●保育所等訪問支援

保育所等に通う障害児に対して、当該施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

●放課後等デイサービス

学校就学中の障害児に対して、授業の終了後や休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。



●法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」で、事業主に対してその雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています。

●補装具

障害者が日常生活上において必要な移動や動作等を確保するために、身体の欠損または損なわれた身体機能を補完・代替する用具を言います。補装具の購入等に要した費用（基準額）から、所得に応じた自己負担額を差し引いた額を補装具費として市町から支給されます。

や行

●優先調達

福祉施設や在宅で働く障害者の経済面の自立を進めるため、国や自治体、独立行政法人などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、福祉施設等から優先的・積極的に購入することを推進することです。

●ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインするという考え方です。

●要支援者

災害時において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮が必要な人です（災害対策基本法第8条第2項第15号）。

ら行

●療育手帳

知的障害児・者に対して、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくすることを目的として交付する手帳です。その呼称は自治体によって異なり、「みどりの手帳」、「愛の手帳」といった名称も用いられています。

